

## 第21回 桜町3・4丁目及び周辺地区まちづくり協議会

日時：令和6年3月2日（土）

10時00分～11時00分

場所：ふれあいプラザさくら 2階 多目的室

参加者数：10名

※地区計画の提案書案に関する説明会の開催報告と、地区計画の提案書（冊子案）について確認しました。

### 【意見まとめ】

#### 地区計画の提案書について

##### 【主要区画道路の整備について】

- 桜町3・4丁目及び周辺地区住宅市街地総合整備事業整備計画の中に、主要区画道路を補完する補助道路として定められている4m未満の路線がある。緊急車両が入れないことから危険な道路であることは、地区計画の提案書に記しておく必要がある。  
⇒提案書の図面内に補助道路の路線及び凡例を追記する。（事務局）

##### 【垣又はさくの構造の制限について】

- 実際にブロック塀の撤去等を行う場合、金銭面が一番の懸念点である。地域の方に提案書を報告する際に、ブロック塀撤去の補助金制度についても周知していただきたい。  
⇒今後、地区計画パンフレットを作成する予定であるため、促進されるような文章を入れるよう検討したい。提案書は地域の方から市への要望文書であるため、補助金の紹介は住民向けの地区計画パンフレットに反映できるか検討する。（事務局）
- 地区計画のパンフレットの内容には、ブロック塀の補助金以外にも建物の色彩の基準、生垣の管理問題等があるので、今後、協議会でも意見できる場を設けてほしい。
- 既存建物を建替える際、仮に危険なブロック塀のみ残った場合は市ではどのような対応をするのか。  
⇒建築安全課から、指導することができる。（事務局）

##### 【提案書の提出について】

- 提案書案の議論は今年度で一区切りとして、来年度の第22回協議会にて川口市へ提出としたい。また、3月末まで提案書に対して意見を募るが、大きな変更や改めて協議会で議論をしなければならない意見が出てこなければ、今回の提案書で進めていきたいと考えている。本日欠席された協議会員への対応として、議事録と併せて提案書を同封し確認していただく予定である。仮に3月末までに意見をいただいた場合の対応や川口市への提案書の提出時期は、会長と調整のうえ、後日共有させていただく。（事務局）

##### 【その他】

- 提案書自体が地域にあまり浸透していないように感じる中で、市に意見書が出されたときにどのように対応をするのか気になる。市としても費用・時期・県との兼ね合いもあると思うが、市が常に住民の方を見ているという意識が伝われば協議会での活動も浸透していくのではないかと感じる。継続して自然な意見の交流の場があると良いと思う。  
⇒意見書が提出された場合は、市で対応する。
- 直接の反対意見を反映することも大切だと思う。協議会員も地域の代表として参加しているため、地域の人の禍根を残したくない。

## 来年度以降の協議会について

### 【議題について】

- 協議会員の中には水害の問題から協議会に参加している人もいます。まちづくりにおいて水害問題に対して意見をしたい住民もいると思うので、意見を出せる場として協議会を継続していただきたい。道路の工事が始まってしまったら意見を取り入れてもらえない可能性があるため、意見が反映できる期間中に協議の機会を設けてほしい。
- 昨年6月に発生した台風の影響により、桜町3丁目で大変な水害被害にあった方がいた。具体的には新しい土地・建物を買ったが水害にあったため地区外に引っ越してしまった、車を使えなくなった、70代の方でポンプがないので手作業で水を掃き出したといった被害を実際に聞いた。協議会では、安心して安全ということを最初から掲げてきており、今までもそれに向けて進めていると思っている。市も身近な問題と捉えて対応してくれていると思うが、地区には水害対策に対して意欲の高い自治会員もいるため、今後も水害を含めた安心・安全なまちづくりに向けて市も一緒に行動していただきたい。

### 【意向確認について】

- 会則に基づき、協議会会長・協議会副会長の続投について、承認された。
- 協議会出席者に6年度の協議会の会員継続の意向確認を行った。
- 協議会欠席者は、後日郵送等にて意向確認をする。
- 協議会では、来年度の協議会員の増員を検討している。本日、桜町三丁目自治会の役員会があるため、ブロック長などの自治会役員に声掛けをする。また、桜町四丁目の副会長・役員にも声掛けをして進めたいと思っている。地域のことをよく知っている方に入っただけのようにしていきたい。また、まちづくりに関心のある方を知っている方は、お声掛けしていただけるようお願いしたい。

